

【商品概要説明書】

(令和2年7月1日現在)

商 品 名	生活資金支援ローン（一般個人ローン特別扱い）
ご 利 用 いただける方	<p>(1) 申込時年齢が満20歳以上の方</p> <p>(2) 安定継続した収入のある方 （勤務先等が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入の見込みがあれば可）</p> <p>(3) 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ※当金庫の営業地域：愛媛県全域</p> <p>(4) （一社）しんきん保証基金の保証が得られる方</p> <p>(5) 当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方</p> <p>(6) 日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しない方</p> <p>①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方</p> <p>②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方</p> <p>③延滞債務のある方</p> <p>④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方</p> <p>⑤信用を失墜した方</p> <p>⑥制限行為能力者である方</p> <p>⑦反社会的勢力に該当する方</p>
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金
利用回数	お一人様1回限り
ご融資金額	1万円以上50万円以内（1万円単位）
ご融資期間	3か月以上10年以内（1か月単位）
ご融資利率	4.0%
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。
元金据置	最長1年間の元金返済据置可
担保・保証人	（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資金利に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済金額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>(1)運転免許証（表裏） ※運転免許証を取得していない方は次のいずれか</p> <p>①個人番号カード（表のみ）</p> <p>②パスポート</p> <p>③顔写真付住民基本台帳カード（表裏）</p> <p>④健康保険証</p> <p>⑤運転経歴証明書（表裏）</p> <p>※お申込人が日本国籍以外の方は、上記のほか、さらに次のいずれか</p> <p>①在留カード</p> <p>②特別永住者証明書</p>

	<p>③外国人登録証明書 ④住民票抄本（在留資格の記載があるもの） (2)ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届け印をお持ちください。）</p>
<p>そ の 他 ご留意事項</p>	<p>(1)ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。 (2)お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両者の加盟する個人信用情報機関および同機関が連携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録される場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (3)審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>(1)苦情処理措置 ①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話：0895-23-7000）にお申し出ください。 ②当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：03-3517-5825）でもお申し出を受け付けています。 (2)紛争解決措置 ①愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>